

（ 令 7 . 5 . 1 3
デ 2 - 4 ）

説 明 資 料

〔国外事業者に対する執行上の課題〕

令和 7 年 5 月 13 日（火）

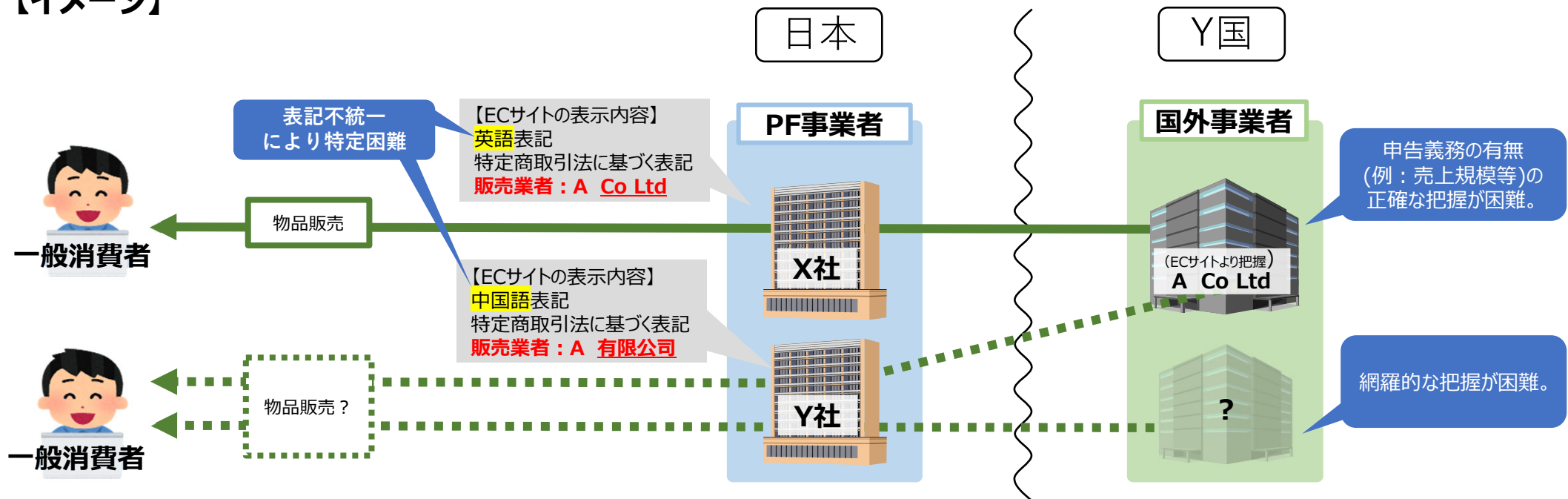
国 税 庁

執行上の課題①

① 納税義務者（国外事業者）の把握に当たっての課題

- 日本に対してフルフィルメントサービスを利用して物品販売を行う場合、規模の小さな事業者でも国内に拠点を持たずに取引が可能であり、こうした**国外事業者**がどれくらい存在するのか、そのすべてを**網羅的に把握することが困難**。
 - 様々な資料情報から消費税の納税義務があると想定される国外事業者の特定・抽出作業を行う際、例えば**E Cサイトに記載されている販売業者**の特定商取引法に基づく表記※が中国語や英語など統一されていないなどの要因により、**実際に取引を行っている事業者の特定には相当な時間を要する**。
- ※ 特定商取引に関する法律第11条第6号及び同法施行規則第23条の規定により、通信販売を行う販売業者は、氏名又は名称、住所及び電話番号等を掲載する必要がある。
- 取引を行っている事業者を特定できた場合においても、当該国外事業者の**申告義務の有無（基準期間の課税売上高が1千万円を超えているか否か）を正確に把握することは困難**。（複数のプラットフォーム事業者を通じて取引を行う場合や越境EC以外の取引を行う場合も考えられ、国外事業者の売上規模・申告義務の有無等の全容を把握することは困難。）

【イメージ】



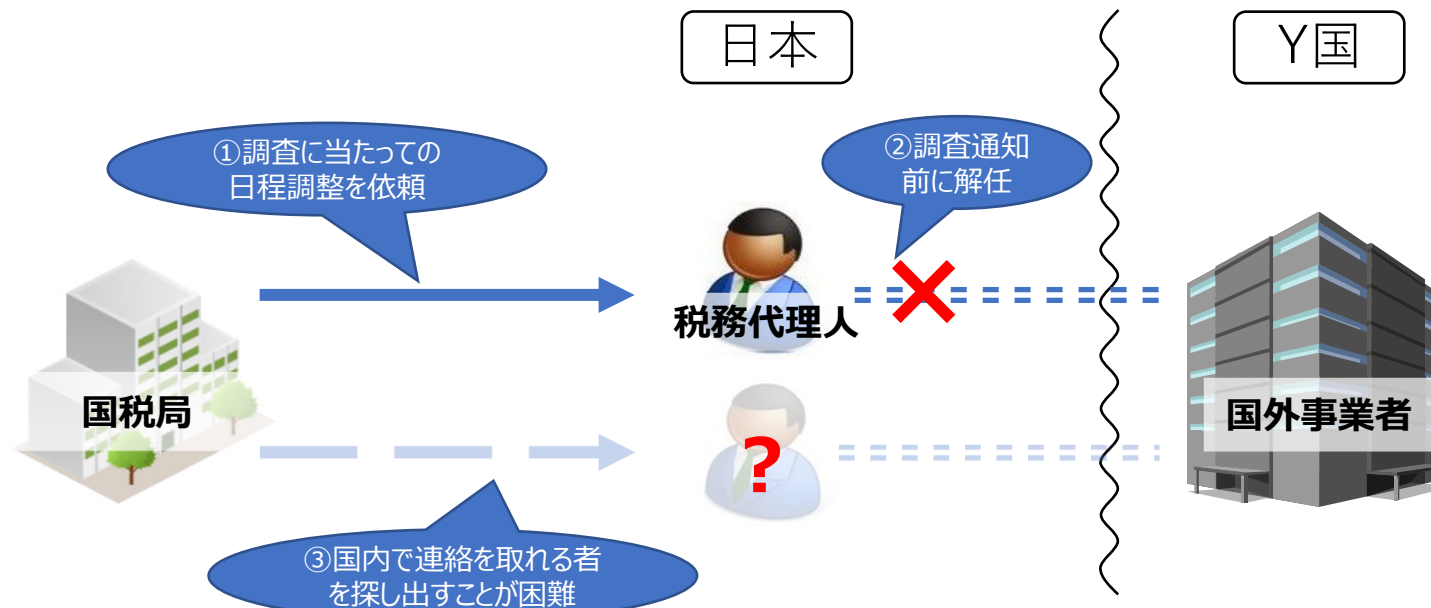
②－１ 調査等の実施に当たっての課題

【接触の困難性】

- 納税義務を有する**国外事業者**を特定できた場合においても、**国内に拠点を有しないことが多く、国外事業者が納税管理人又は税務代理人を選任していない場合、選任までに相当な時間を要すること**も少なくない。
- 納税管理人等の選任を依頼しても対応がない場合には、**当局が納税管理人を指定**できる制度（特定納税管理人制度）があるものの、**国外事業者と国内で連絡を取れる者を探し出すことが困難**な事例が確認されている。

【参考：税務代理人が選任されていたが、調査通知前に解任されていた事例】

⇒ 国内において調査予定の国外事業者と連絡を取れる者が見つからず、接触が困難となったため、予定していた調査実施時期の延期を余儀なくされたもの。



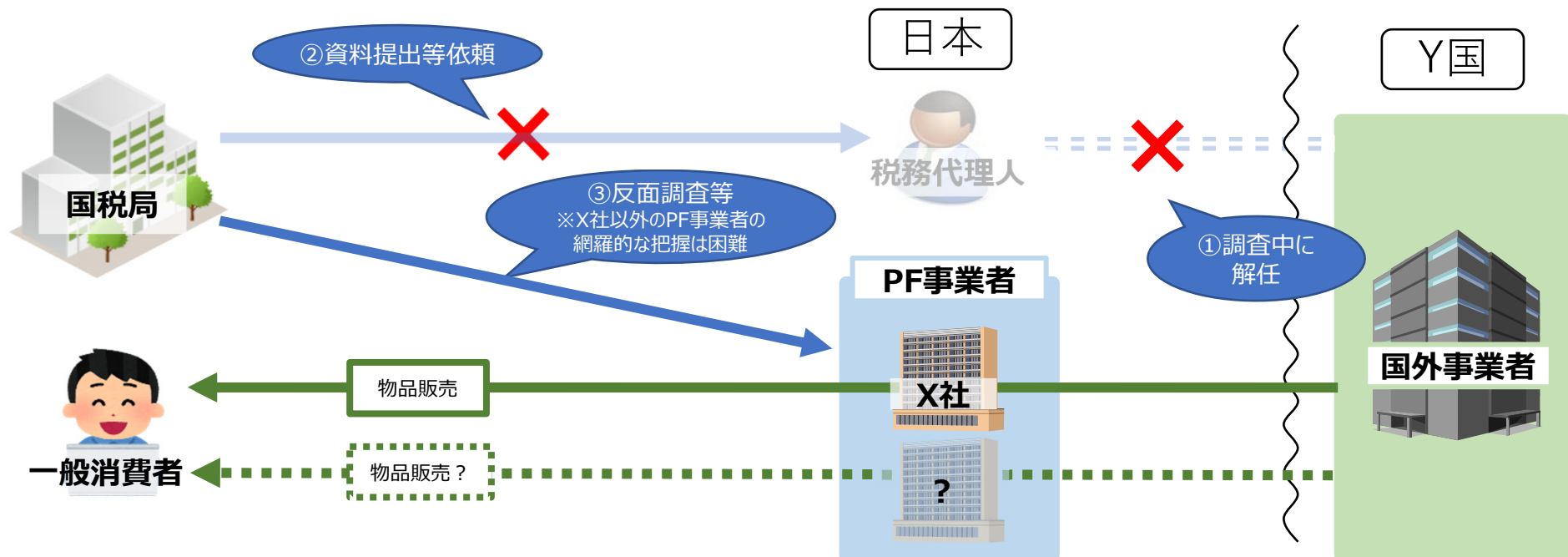
②－２ 調査等の実施に当たっての課題

【証拠資料収集の困難性】

- 納税管理人等が選任されない場合や、納税管理人等を通じても取引情報に係る資料を入手できない場合には、プラットフォーム事業者への反面調査等を検討することになるところ、**国外事業者が利用しているプラットフォーム事業者を網羅的に把握することは困難。**
- 国外事業者が所在する国・地域の税務当局に対して、**租税条約等に基づく情報交換**を行う場合、情報入手までには一定の時間を要するほか、必要な情報が不足している場合には追加の情報交換を行う必要もあり、**情報交換のみで取引の全容を解明するには限界がある。**

【参考：税務代理人が選任されていたが、調査中に解任された事例】

⇒ プラットフォーム事業者への反面調査等による取引情報に係る資料の収集を検討するが、国外事業者が利用しているプラットフォーム事業者を網羅的に把握することは困難。



③ 徴収に当たっての課題

○ フルフィルメントサービスを利用しているとみられる消費税の納税義務者に係る滞納事例については、今後更なる事案集積・分析が必要であるものの、当該事例のサンプル調査により、次の傾向・課題を把握した。

例 1 納税管理人がいない場合、滞納者への接触や事業概況の把握等が困難。 国外事業者が消費税申告後、納付せずに納税管理人を解任しているケースが散見。

例 2 滞納者へ接触できても納付意思無しの回答が散見。 物品販売履歴から国内財産（売上債権）の存在が推認されるものの、プラットフォーム事業者からの協力が得られずに**実効性のある債権差押えも困難。**

※ 国内財産がない場合には、租税条約に基づく徴収共助により徴収することとなるが、**国外事業者が徴収共助不可国に所在するときは、徴収が困難。**

